

宇治市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年9月16日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

人権環境部及び健康長寿部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

1 環境企画課

- (1) 斎場使用料収入状況
- (2) 委託料支出状況
- (3) 工事請負費支出状況
- (4) 補助金支出状況
- (5) 備品管理状況

2 まち美化推進課

- (1) 事業所等一般廃棄物処理手数料収入状況
- (2) 委託料支出状況
- (3) 補助金支出状況
- (4) 備品管理状況

3 年金医療課

- (1) 後期高齢者医療保険料収入状況
- (2) 福祉医療費返還金等収入状況
- (3) 委託料支出状況

4 国民健康保険課

- (1) 国民健康保険料収入状況
- (2) 返納金収入状況
- (3) 委託料支出状況
- (4) 備品管理状況

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、人権環境部及び健康長寿部における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和8年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和8年5月1日から29日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年6月29日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

1 環境企画課

- (1) 斎場使用料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
完了届の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
- (4) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。
- (5) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 まち美化推進課

- (1) 事業所等一般廃棄物処理手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

- (3) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。
- (4) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

3 年金医療課

- (1) 後期高齢者医療保険料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 福祉医療費返還金等収入状況について
引き続き、滞納整理事務マニュアルに沿って適正な債権管理に努めるとともに、民事手続による債権回収や、費用対効果を十分に考慮した上で債権放棄についても検討されたい。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

4 国民健康保険課

- (1) 国民健康保険料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 返納金収入状況について
引き続き、滞納整理事務マニュアルに沿って適正な債権管理に努めるとともに、民事手続による債権回収や、費用対効果を十分に考慮した上で債権放棄についても検討されたい。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (4) 備品管理状況について
適正に管理されていた。